

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	障がい者支援課	整理番号	1-1
処分の種類	指定障害福祉サービス事業者等の指定の取消し			
根拠法令条例等・条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条、第51条の29</li> <li>・児童福祉法第21条の5の23、第24条の17</li> </ul>			
処分の概要	指定障害福祉サービスを提供する指定障害福祉サービス事業者等の指定の取消し			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条、第51条の29</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日条例第60号)</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年3月28日規則第13号)</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日条例第62号)</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年3月28日規則第15号)</li> <li>・児童福祉法第21条の5の23、第24条の17</li> <li>・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日条例第66号)</li> <li>・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年3月28日規則第19号)</li> <li>・児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日条例第67号)</li> <li>・児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年3月28日規則第20号)</li> <li>・指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する要綱(平成18年3月22日17障第505号社会部長通知)</li> </ul>			
基準の制定根拠	—			